

## 最高人民検察院、国家知識産権局による 知的財産権協同保護の強化に関する意見

各省・自治区・直轄市の人民検察院・知識産権局、中国人民解放軍軍事検察院、新疆生産建設兵団の人民検察院・知識産権局

知的財産権保護の全面的な強化に関する党中央の決定・手配を深く貫徹し、中国共産党中央、国務院が印刷配布した「知的財産権強国建設綱要(2021～2035年)」と国務院が印刷配布した「『十四五』国家知的財産権保護と運用計画」を真剣に実行し、協力提携体制を最適化し、協同保護を強化し、知的財産権関連の行政と司法資源を統合し、知的財産権保護における知的財産権管理部門と検察機関との協力を深化させ、知的財産権の「厳格な保護、幅広い保護、迅速な保護、同等な保護」との業務遂行パターンを構築を共同で推進するために、ここに以下の意見を提出する。

### 一.全体的な要求

習近平による新時代の中国の特色ある社会主義思想を指導とすることを堅持し、習近平による法治思想を徹底的に実行し、第19回中国共産党全国代表大会と第19期各全会議の精神を全面的に貫徹し、第25回中央政治局集団勉強会における習近平総書記の重要演説の精神および党中央委員会の決定・手配を真剣に実行し、中国共産党中央委員会総局と国務院弁公庁が印刷配布した「知的財産権保護の強化に関する意見」を完全に実行に移し、知的財産権の行政法執行と司法裁定の基準の統一を推進し、行政法執行と司法との連携メカニズムを改善し、「幅広い保護」の業務遂行パターンを構築する。

### 二.常態化した連絡体制の確立

#### (1)連絡機関の明確化

国家知識産権局の知的財産権保護司および最高人民検察院の知的財産権検察弁公室は、知的財産権の保護における協力と連携を担当し、それぞれ国家知識産権局と最高人民検察院における日常の連絡機関としての機能を担うこととする。双方はそれぞれ日々のコミュニケーションと連絡を担当する連絡係を一名指定する。省級以下の知的財産権管理部門および検察機関は、現地の実情に応じて、対応する連絡体制を構築し、専任の担当者を指名する。

#### (2)協議体制の確立

国家知識産権局および最高人民検察院は、知的財産権保護に関する調整・協議体制を構築し、定期的に会議を組織し、業務遂行上の必要性に応じて人民法院、公安機関その他の部門を会議に招き、知的財産権保護に関する業務状況を相互に知らせ、知的財産権保護における普遍的かつ傾向的な問題に焦点を当てて研究を強化し、対策の協議と提案

を行い、会議録、署名文書および共同で発行した指導意見などにより合意を確認し、責任者が責任を持って実施する。省級以下の知的財産権管理部門および検察機関は、日常の業務におけるコミュニケーションのルートと手段を積極的に拡大し、常態化かつ多様化した協議・コミュニケーション体制を徐々に構築し、関連業務を共同で研究し、実施しなければならない。

### 三. 情報共有体制の構築・健全化

#### (3) 関連案件の双方向通知制度の確立

国家知識産権局および最高人民検察院は、行政権利付与と権利確定および検察監督に関連する案件について緊密な意思疎通を保ち、案件の処理状況を相互に知らせ、当事者の合法的権益を保護しなければならない。

#### (4) 情報通知制度の健全化

各級の知的財産権管理部門および検察機関は、適時に国家機密に係らない業務状況、監督案件の分析、業務概要などの情報を相互に知らせ、共同で知的財産権分野の案件データの動態分析、案件パターンの研究・判断などの業務をしっかりと行うとともに、適時に知的財産権の行政法執行と司法保護で生じる新たな状況や課題について意思疎通をはからなければならない。

#### (5) 情報共有プラットフォーム構築の推進

各級の知的財産権管理部門および検察機関は、専利・商標に係る行政法執行と刑事司法の連携業務情報共有プラットフォームの構築を、電子政府構築の計画に組み込むよう推進し、知的財産権保護情報プラットフォームに依拠し、部門横断的、地域横断的な情報共有を促進し、関連案件における行政・司法情報の相互接続を実現しなければならない。

### 四. 業務支持の強化

#### (6) 専門家・技術調査官の人材プール構築の改善

各級の知的財産権管理部門および検察機関は、双方がすでに設置した専門家・技術調査官の人材プールを改善し、十分に活用しなければならない。検察機関が設置した専門家相談プールや検察研究基地などの資源は、知的財産権管理部門と共有することができる。検察機関が扱う技術的事項の審査・認定を伴う案件や鑑定を要する案件について、知的財産権管理部門は関連する専門家を推薦することができる。双方は、知的財産権の行政・司法保護における専門的・技術的問題の科学的・統一的な認定を共同で推進し、技術的事実を正確かつ効率的に認定し、社会公衆に合理的な期待を提供し、権利保護のコストを削減しなければならない。

#### (7) 業務支援の強化

知的財産権管理部門が刑事事件の立件・訴追基準、証拠の固定・保全などの問題で検

察機関の意見を求める場合、検察機関は適時に回答しなければならない。検察機関は事件を処理する過程で登録商標の情報を確認する必要がある場合、国家知識産権局の商標登録証明公示システムで確認することができる。係争専利の法的状態を確認する必要がある場合、国家知識産権局が各地に設置した専利代弁処に「専利登録簿のコピー」の発行を申請することができる。地理的表示製品の情報を確認する必要がある場合、国家知識産権局の公式ウェブサイトログインして検索することができる。案件に係る商標の使用、同一商標、同一商品、専利詐称行為などの認定問題について、検察機関は、関連司法解釈および国家知識産権局が制定した専利侵害判断基準、専利審査指南、商標権侵害判断基準、商標一般違法判断基準、商標審査・審理指南などに基づいて総合的に審査・認定することができる。必要に応じて、同級の知的財産権管理部門に相談し、専門的な助言を受けることができる。知的財産権管理部門は、これらについて適時に回答しなければならない。同級の知的財産権管理部門が問題を認定できない場合、レベルごとに上位の知的財産権管理部門の指示を仰ぐことができるか、または検察機関がレベルごとに上位の検察機関の指示を仰ぐことができる。

## 五.事件処理における協力体制の強化

### (8)手がかりの双方向移送体制の構築

各級の知的財産権管理部門は、その業務の中で、犯罪の疑いがある事件の手がかりを発見した場合、公安機関に手がかりを移送するとともに、その写しを同級の検察機関に共有するものとする。公安機関が立件・捜査すべきであるにもかかわらず、立件・捜査しない場合、法により刑事立件監督を行うよう検察機関に提案することができる。検察機関は知的財産権管理部門からの立件監督の提案について、法により受理・審査し、事件の処理状況を適時にフィードバックしなければならない。各級の検察機関は、不起訴の決定を下したが行政処罰を課すべき案件について、同級の専利商標法執行担当部門に移送しなければならない。関連部門は適時に案件の処理結果を同級の検察機関にフィードバックしなければならない。各級の知的財産権管理部門は、人民法院が下した発効済みの行政判決、裁定、調停に対して不服がある場合、行政訴訟法などの関連法律の規定に基づいて、検察機関に監督を申請し、または手がかりを提供することができる。検察機関は、法により審査し、適時にフィードバックしなければならない。誤りがあることが明らかな場合には、法に従って監督を行わなければならない。

### (9)重大事件に関する共同「掛牌督弁<sup>1</sup>」制度の構築

最高人民検察院は、重大で敏感な案件、難解で複雑な案件、または重点分野や重要産

---

<sup>1</sup>「掛牌督弁」は、イメージをとらえた表現である。影響力の大きい重大事件を主要な管理部門の議事に入れ、指導者の目に触れるようにする。指導者は常にそれを注視し、働きかける。また、主要な管理部門は関係部門にこの案件の徹底調査を促し、結果を出すよう求める。状況については、適宜に社会に対して公開する。

業に係る案件について、国家知識産権局と速やかにコミュニケーションを取らなければならない。必要に応じて、双方は共同で「掛牌督弁」を行い、業務指導を強化し、共同で案件の処理と世論のコントロールを適切に行うことができる。

#### **(10) 地域を越えた連携と共同建設の推進**

国家知識産権局および最高人民検察院は、地方の知的財産権管理部門および検察機関への指導・監督を強化し、国が策定した地域発展戦略計画をめぐって、共同で重点地域（環渤海、長江デルタ、珠江デルタ/汎珠江デルタ、成都重慶、海峡西岸、広東・香港・マカオ大湾区等）の知的財産権管理部門および検察機関が連席会議、情報交換、案件移送、事件処理協力、人材育成などの体制を構築し、総合的な知的財産権保護体制を確立するよう推進しなければならない。

### **六. 人材交流・育成の強化**

#### **(11) 人材交流体制の構築**

各級の知的財産権管理部門および検察機関は、業務上の必要性に応じて、総合的な資質と専門能力の高い幹部を相互に派遣し、交流・学習を行い、行政機関の専門家が検察機関のアシスタントを兼務する仕組みを深く推進し、人員の交流・研究を通じて双方の業務の深い協力を促進し、意思疎通に係るコストを削減し、保護の相乗効果を向上させなければならない。

#### **(12) 同じ教室での研修実施の模索**

各級の知的財産権管理部門および検察機関は、知的財産権の法執行担当者と検察官が一堂に会す研修制度の構築を模索し、双方が共同で研修・交流活動を展開し、相手側が主催する研修活動に人員を派遣し、相手側の業務専門家を招いて授業を行うなどの方式を通じて、共同で双方の業務能力を高め、法執行および事件処理の基準を統一し、知的財産権の総合的な保護レベルを向上させるよう奨励する。

### **七. 研究協力の深化**

#### **(13) 共同調査研究の展開**

知的財産権の行政執行および司法処理において特定された重大な問題について、国家知識産権局および最高人民検察院は、立法機関、関連行政部門、業界団体と共同で、全国人民代表大会の人民代表などを招いて共同調査研究を展開し、成果の共同構築と共有体制を構築し、共同で知的財産権の立法と政策制定の完備を推進しなければならない。

#### **(14) 業務検討会の開催**

各級の知的財産権管理部門および検察機関は、共同で知的財産権保護のマクロ戦略の研究を強化し、重要分野と重点産業に係る知的財産権の行政・司法保護における重大な難解問題や最先端の問題について基幹スタッフ、専門家、学者を組織して検討・交流を行うことで、相違点を整理し、共通認識を形成し、法律と政策の完備を推進し、行政法

執行と司法保護の基準の統一を推進しなければならない。

## 八. 宣伝協力と国際提携の強化

### (15) 宣伝協力の強化

各級の知的財産権管理部門および検察機関は、知的財産権保護のための宣伝を強化し、宣伝方式を革新し、宣伝のハイライトを特定し、宣伝ルートを拡大し、記者会見の開催、白書や典型事例の発表などの手段を用いて、知的財産権に対する行政・司法の全面保護の効果を宣伝し、イノベーション尊重と知的財産権保護という良好な社会雰囲気を作り、知的財産権保護における中国の決意と効果を示さなければならない。

### (16) 国際的な交流と協力の深化

国家知識産権局および最高人民検察院は、国際協力において緊密に連携し、「一帯一路」における共同建設を契機に、知的財産権保護分野における国際発展の動向と課題を共同で研究・判断し、国際交渉と国際プロジェクト協力におけるコミュニケーションを強化し、関連する国際交流活動に着実に、積極的に参加していくこととする。

## 九. 褒賞・懲罰体制の構築

### (17) 優秀な者を褒賞し、劣悪な者を懲罰する制度の確立・健全化

省級以上の知的財産権管理部門および検察機関は、優秀な者を褒賞し、劣悪な者を懲罰する制度を確立・健全化し、法執行における司法保護の総合的効果を高めなければならない。国家知識産権局および最高人民検察院は、重大事件の調査・解決、協力体制の推進、理論研究と宣伝研修の展開などの面で優れた貢献をした知的財産権管理部門および検察機関における集団や個人を定期的に表彰・激励するとともに、効果的に機能していない者を通報・批判しなければならない。

最高人民検察院 国家知識産権局

2022年4月25日

※本資料はジェトロが作成した仮訳となります。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記載するよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。

出所:2022年4月25日付け中国国家知識産権局ウェブサイト

[https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/25/art\\_546\\_175132.html?xxgkhide=1](https://www.cnipa.gov.cn/art/2022/4/25/art_546_175132.html?xxgkhide=1)